

## 第5期第13回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成21年10月22日(木)午前10時から11時15分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、池田委員、中西委員、今井委員、柴崎委員、岡澤委員、竹ノ内委員、西川委員、浅見委員、新木委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、加賀美委員、藤井委員、山田(哲)委員、原委員、土屋委員、山田(か)委員、かとうぎ委員、総務部長、情報公開課長、情報政策課長、在宅支援課長、収納課長、国保年金課長、介護保険課長、高齢社会対策課長ほか
- 4 傍聴人 1人
- 5 議事および配布資料  
 諮問事項
  - (1) 諮問第22号 資料1  
 介護予防事業に関する業務に係る個人情報の目的外利用について(在宅支援課)
  - (2) 諮問第23号 資料2  
 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(収納課)  
 諮問第24号  
 軽自動車税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(収納課)  
 諮問第25号  
 国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(国保年金課)  
 諮問第26号  
 介護保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(介護保険課)  
 諮問第27号  
 長寿(後期高齢者)医療保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(高齢社会対策課)  
 諮問第28号  
 特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合について(収納課)  
 諮問第29号  
 軽自動車税に関する業務に係る電子計算組織の結合について(収納課)  
 諮問第30号  
 国民健康保険に関する業務に係る電子計算組織の結合について(国保年金課)  
 諮問第31号  
 介護保険に関する業務に係る電子計算組織の結合について(介護保険課)  
 諮問第32号  
 長寿(後期高齢者)医療保険に関する業務に係る電子計算組織の結合について(高齢社会対策課)
  - (3) 諮問第33号 資料3  
 介護保険に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について(介護保険課)その他
- 6 案件内容および質疑等要旨

は審議会委員の発言、 は所管課および事務局の発言を示す。 は発言への回答。

< 諮問第 22 号 >

介護予防推進開発モデル事業の一環として、「高齢者・食の実態調査」を実施する。この調査は高齢者の食行動や介護予防への理解度を把握し、ニーズに即した介護予防事業参加の促進ツールを開発することを目的としている。介護保険の認定を受けていない者を調査対象とするため、介護認定情報を利用して調査対象者の抽出を行う。

< 諮問第 23～32 号 >

収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、特別区民税・都民税ほか 4 公金の携帯電話を利用した収納（モバイルレジ）を収納代行会社に委託する。また、それに伴い収納代行会社と電算計算組織の結合をする。

利用するに当たって、誤操作やトラブルに発展するようなことはないか。安全性や利用しやすさの観点からも従来の収納方法と比べてどうか。

2 重払いなどの誤操作があった場合は、納付情報が保存されているシステム上にて、同じ内容の納付を再度受け付けない仕組みになっている。また、入金は予め収納代行会社に登録された口座以外に入金することができないので、振り込め詐欺などの犯罪に利用されることはないと思われる。安全性では、支払い者が直接区役所等に出向く必要がなくなるので、プライバシーの保護にもつながり、外出が困難な高齢者にとっても有用なものである。

< 諮問第 33 号 >

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給（同一世帯内の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が、一定額を超えた場合に、超えた分を支給する。）が開始されるため、計算事務に必要な情報を東京都国民健康保険団体連合会へ伝送する。

## 7 発言内容

（会長）

ただいまから、第 5 期第 13 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。本日は、諮問が 12 件ありますが、関連する案件はまとめて説明いただいた上で審議することにいたします。それでははじめに、諮問第 22 号の説明をお願いします。

（在宅支援課長）

— 介護予防事業に関する業務に係る個人情報の目的外利用について 資料 1 に基づき説明 —

（会長）

ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。

（委員）

この調査に係る作業は事業者が行うのですか。

（在宅支援課長）

委託先である株式会社インテージが、東久留米にある事業所で作業を行います。

（委員）

あて名ラベルはコピーすることができますが、この点に関して、個人情報の管理等取り決めがあれば教えてください。

（在宅支援課長）

本業務の委託先は、高齢者基礎調査を実施した実績のある事業者です。あて名ラベルの取り扱いも含め、個人情報の取り扱いにつきましては、十分配慮して作業を進めていきます。

- (会長) ほかにありましたらどうぞ。
- (会長) なければ、本案件につきましては、原案どおり承認いたします。
- (会長) つづきまして、つぎの諮問案件に参ります。諮問第 23 号から第 32 号までは関連する案件ですので、まとめて説明をお願いします。
- (収納課長) — 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 2 に基づき説明 —
- (収納課長) — 軽自動車税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 2 に基づき説明 —
- (国保年金課長) — 国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 2 に基づき説明 —
- (介護保険課長) — 介護保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 2 に基づき説明 —
- (高齢社会対策課長) — 長寿(後期高齢者)医療保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 2 に基づき説明 —
- (収納課長) — 特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 2 に基づき説明 —
- (収納課長) — 軽自動車税に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 2 に基づき説明 —
- (国保年金課長) — 国民健康保険に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 2 に基づき説明 —
- (介護保険課長) — 介護保険に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 2 に基づき説明 —
- (高齢社会対策課長) — 長寿(後期高齢者)医療保険に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 2 に基づき説明 —
- (会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
- (委員) 資料の 21 ページに、「領収書は発行されません。モバイルバンキングの取引明細や通帳記帳でご確認ください。」と記載がありますが、通帳記帳での確認はいつ頃できますか。また、誤操作してしまった場合、どのように対応していきますか。
- (収納課長) 通帳には即日記帳されますので、モバイルバンキングで支払われたどうかは、その日に確認できます。誤操作があった場合の対応ですが、利用者からの連絡を受けて、各所管課で適正に対応していきます。また、誤操作があったかどうかの情報は 2 日後にあがってきます。
- (委員) ただいま説明いただいたとおり、対応先の連絡先等、区民へ十分周知できるよう、対応をお願いします。
- (会長) 委員から指摘があった内容を踏まえて、広報の仕方を検討していただきたいと思います。ほかにありませんか。
- (委員) 収納方法の拡大によるとのことですが、これはどれくらいの収納率

- アップを見込んでいますか。また、モバイルレジを長寿医療保険にも導入することについては、どのように考えていますか。
- ( 収納課長 ) まず収納率アップに関してですが、他自治体の例として、調布市が軽自動車税について今年の 5 月から導入しており、0.3%の利用率であることが報告されています。区としましても、同等の収納率を見込んでいます。しかし、モバイルレジは収納率のアップというより、収納方法を増やしていくことが主であると考えます。現在、収納する際は、区役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストアでの支払いになりますが、いずれも外出しなければならないことや、本人が顔を出すとことにより滞納の事実や税額を第三者に見せることとなります。モバイルレジを利用することにより、これらの理由で支払いにくいという方が利用しやすくなります。個人情報保護の観点からも安全で一步前進した利用方法ではないかと考えます。また、高齢者につきましても、外出が困難である場合には有効ですし、簡単な操作で利用できます。このように、大幅な収納率アップとまではいきませんが、区民サービスの向上にはつながると考えます。
- ( 会長 ) ほかにありませんか。
- ( 委員 ) 長寿医療保険についてはどうですか。
- ( 高齢社会対策課長 ) 高齢者の中には外出できない方もいますので、長寿医療保険にもモバイルレジを導入して利便性を図りたいと考えます。
- ( 委員 ) わかりました。誤操作などのトラブルについても対応できるように準備を進めていってもらいたいと思います。
- ( 委員 ) 携帯電話でバーコードを読み取るとありますが、その後の具体的な流れを教えてください。また、モバイルレジを利用するに当たって、どのようなリスクが想定されますか。
- ( 収納課長 ) 携帯電話でバーコードを撮影して読み込みましたら、支払い内容の確認、金融機関選択、内容確認画面と進み、金融機関のサイトに移る、という流れになります。そのため、作業を進めていくと、支払い先が自動的に各所管課の窓口指定されますので、振り込み詐欺などのリスクはなく、安全性は高いと考えます。
- ( 委員 ) 操作が簡単にできるという説明がありましたが、これは携帯電話を使い慣れている人を基準にした場合だと思えます。使い慣れていない高齢者にとっては、バーコードリーダーを起動することが容易にできないことや、画面が見にくいことなどから、簡単にできることではありません。このような人たちを基準に考え、支障なく利用できるように配慮してもらいたいです。
- ( 会長 ) 貴重なご指摘だと思います。いかがでしょうか。
- ( 収納課長 ) 安全性を確保しつつ、操作を容易にすることにつきましては、関連事業者に働きかけていきたいと考えます。貴重なご意見ありがとうございます。

- (委員) 先ほどの説明の中で調布市の事例がありましたが、そのほかの自治体では実績がありますか。また、実施するに当たり、気をつけていくべき点がありましたら教えてください。
- (収納課長) 平成 21 年度では、軽自動車税で実施した調布市のみです。ですので、そのほかの自治体では実績がありません。課題ですが、この支払い方法を利用しますと、領収書が発行されないため、軽自動車税を車検の直前に支払った場合、すぐに車検を受けることができません。ですので、区としましては、支払い情報が来た段階で 1 週間後に納税証明書を発送するようになっています。
- (委員) これから 23 区でも実施していく予定はあるのでしょうか。
- (収納課長) NTT データからの情報によりますと、今後複数の自治体で実施が予定されているとのこと。
- (委員) 今後導入していくに当たり、安全性はどのように確認していきますか。
- (収納課長) 今後実施していく中で、トラブルなどの問題点があれば十分に検証しつつ、取り組んでいきたいと考えます。
- (委員) ほかの委員からの指摘にもありましたが、安全性や高齢者へ十分に配慮しながら進めてもらえればと思います。
- (委員) 現在調布市のみが実施しており、しかも軽自動車税のみに導入していることを考えますと、いきなり 5 公金に導入することは慎重に検討した方が良いのではないかと思います。携帯電話を使い慣れていない方への配慮も必要ですし、振り込め詐欺のような犯罪を増やすのではないかという不安もあります。このような懸念が無いということを確認してから実施した方が良いのではないのでしょうか。
- (収納課長) モバイルレジは民間企業では導入が進んでいます。行政ではまだ導入が進んでいないため、NTT データが働きかけて、今年度調布市で導入されたところです。調布市では、22 年度から住民税にも拡大するとのこと。現在のところ、トラブルは無いと聞いています。また、コンビニエンスストアでの収納にもバーコードを読み取って行っていますが、今までトラブルが起こった報告は無く、安全かつ適正に実施されています。バーコードにある情報を基に操作しますので、誤ったところに支払うということは考えにくいですし、仮に誤操作があったとしても、区で情報を十分に確認していますので、適正な対応が可能です。ですので、当面想定できる危険は無いと考えます。
- (委員) 収納情報がバーコードに入っているわけですから、その点の安全性には配慮していただきたいです。
- (会長) 今の委員のご指摘について説明をお願いします。
- (収納課長) NTT データに登録されている口座にしか入金されない仕組みになっています。ですので、振り込め詐欺に利用されるような入金方法と

- は、一線を画していると考えます。
- (委員) 説明いただいたとおりだと思いますが、それでも不安が残るということは十分に理解されるような体制が整っていないのだと思います。ですので、様々な利用者が安心して利用できるような体制を念頭において実施してほしいと思います。
- (委員) 不安を持っている委員の方もいらっしゃるようですが、これまでの納入方法がなくなる訳ではなく、携帯電話による納入を選ぶという選択の問題であると思います。また、不安というのがこの事業とどのような関連があるのかも定かではありません。本事業の実施は、社会情勢の変化に対応した結果だと考えます。
- (会長) 実施される以上は事故のないようにお願いします。ほかにありますか。
- (委員) 資料のシステム結合図で示されている ISDN 回線ですが、練馬区と収納代行業者双方に矢印が引いてあります。これは、双方で情報の送受信を行うという意味なのでしょうか。
- (収納課長) 接続をする際、相互に認証するという意味です。ですので、情報の流れとしましては、収納代行業者から練馬区へ収納情報が送られてくる部分のみです。
- (委員) 相互に認証するとはどういうことですか。
- (収納課長) 情報の受け手と送り手が、それぞれ正しい相手かどうか確認することです。これを行えば、間違った相手と情報をやり取りすることを防ぐことができます。
- (委員) 「電算結合」の言葉の定義についてですが、システム結合図を見ますと、今回新たに結合しているのは収納代行業者内のコンビニエンスストア収納専用サーバとモバイルレジ収納専用サーバですが、練馬区とやり取りする情報が増えるのも「電算結合」に該当するのですか。
- (事務局) 委員ご指摘のとおりコンビニエンスストアにおける収納で既に結合していますから、現実には結合内容の変更という側面が強いと思われるかもしれません。しかし、携帯電話を利用した収納が初めての試みですので、新規の電算結合ということで諮問しました。
- (委員) モバイルレジを利用した場合、領収書が発行されませんので不安になる方もいると思われるかもしれません。万が一、支払ったことを忘れてしまい、もう一度同じ支払いをしてしまった場合は、どのように対応しますか。例えば、既に支払ったということが画面に表示されるなどのシステム上の措置があれば教えてください。
- (収納課長) 現在、システム上は収納情報を 90 日間保存しています。ですので、91 日以降に同じ納付書で支払いをしてしまった場合、2 重に支払われてしまうこととなります。しかし、来年度から保存期間を 15 ヶ月に延長する予定であり、そうなりますと履歴から消滅した時点で

納付書の使用期限は過ぎていますので、2重払いを防ぐことができると考えます。また、情報が保存されている状態であれば、もう一度同じ納付書で支払おうとすると、既に支払っていることが画面上に表示されます。

(委員) 契約書ですが、契約期間は何条に規定されているのでしょうか。自動更新はしますか。また、第16条に規定されている遅延金が年5.0パーセントというのは一般的な数字なのでしょうか。

(収納課長) 契約は1年ごとに行い、自動更新はしません。遅延金が年5.0パーセントというのは、区の契約の場合は一般的な数字です。

(委員) 契約期間は何条に規定されていますか。

(収納課長) まだ案の段階ですので、契約期間は載せていませんでした。委員からのご指摘のとおり、契約を行う段階では仕様書に明記します。

(委員) 契約期間は大事な部分ですから、明記するべきです。また、モバイルレジという言葉は区民から分かりにくい言葉だと思います。これは登録商標になっているのでしょうか。

(収納課長) モバイルレジはNTTデータで開発したシステムで商標登録されたものです。しかし、事業実施に当たっては、分かりやすい表記で対応していきたいと考えています。

(委員) わかりました。区民目線で考えながら実施してください。それと、ISDN回線を利用するとありますが、この回線より新しいものはないのですか。

(情報政策課長) ISDN回線はダイヤルアップ接続でして、常時接続ではありません。ダイヤルアップしたときだけに接続されるということと、ダイヤルをした先だけにつながるとのことですので、専用の回線ではありませんが、専用回線に近いレベルのセキュリティが確保されていると考えます。

(会長) 今の質疑応答の中で出ましたが、契約期間の記載を再度確認させてください。

(収納課長) 契約期間の記載ですが、通常の契約書には表紙が付きますが、この部分に契約期間が記載されることがあります。契約期間につきましては、明記します。

(会長) わかりました。

(委員) 契約の解除条項で、契約を解除できるという記載だけでなく、事務情報の引継ぎに関しても記載すると良いと思います。

(会長) 貴重な提言ですね。ほかにございますか。委員からは様々な意見が出ましたので、十分斟酌して事業を進めてほしいと思います。それでは、原案どおり承認いたします。

(会長) つぎに最後の諮問案件に参ります。

(介護保険課長) — 介護保険に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について 資料3に基づき説明 —





## 介護予防事業に関する業務に係る個人情報の目的外利用について

( 条例第 16 条関係 )

1 件 名	介護予防事業に関する業務に係る個人情報の目的外利用	
2 利用目的	介護予防推進開発モデル事業の一環として、「高齢者・食の実態調査」を実施する。この調査は高齢者の食行動や介護予防への理解度を把握し、ニーズに即した介護予防事業参加の促進ツールを開発することを目的としている。調査対象者は介護保険の認定を受けていない者であるため、介護認定情報を利用して調査対象者の抽出を行う。	
3 利用課	健康福祉事業本部 福祉部 在宅支援課	
4 利用する個人情報	介護保険認定情報	
5 提供課	健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課	
6 利用時期	平成 21 年 11 月	
7 利用媒体	文書、USBメモリ	
8 利用課における個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鍵のかかるキャビネットに保管する。</li> <li>・担当職員に対し、個人情報の保護および管理の重要性を十分に認識するように指導する。</li> </ul>	
9 添付資料 *省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業概要</li> </ul>	
10 承認基準の適用	別表 4 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準への追加	
	類 型	事 例
	1 実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格要件・助成要件・加入要件の確認をする必要がある場合	介護保険に関する業務 <u>介護予防事業に関する業務</u>

## 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

( 条例第 13 条関係 )

1 件名	携帯電話を利用した特別区民税・都民税の収納業務委託
2 委託内容	<p>収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、特別区民税・都民税（普通徴収）（納付書金額 30 万円以下）の携帯電話を利用した収納（モバイルレジ）を収納代行会社につぎのとおり委託する。</p> <p>(1) 納税者が納付書のバーコードを携帯電話で読み取り送信した収納情報およびモバイルバンキングから支払われた収納情報を取りまとめ、コンビニエンスストアの収納情報とともに区へデータ送信する。</p> <p>(2) 収納情報に合わせて収納金をコンビニエンスストアの収納金とともに区の指定口座に振り込む。</p>
3 委託先	収納代行会社
4 委託期間	平成 22 年 6 月～
5 所管課名	区民生活事業本部 区民部 収納課
6 個人情報の保護	<p>(1) 収納代行会社</p> <p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p> <p>(2) 金融機関</p> <p>収納代行会社と金融機関は、マルチペイメントネットワークを活用して情報の受け渡しを行っており、マルチペイメントネットワークの規約により、個人情報保護措置が義務付けられる。</p> <p>(3) 収納代行会社と金融機関の間のネットワーク</p> <p>外部からアクセスできないマルチペイメントネットワークのページ専用線で閉域接続している。また、データは暗号化を行っている。</p>
7 取り扱う個人情報	税目、納付書番号、納付書種別、支払期限、収納額、収納日時、モバイルレジコード
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルレジ案内用チラシ</li> <li>・モバイルレジでの収納業務について</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託の契約書（案）</li> <li>・個人情報の保護および管理に関する特記事項</li> <li>・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項</li> <li>・委託予定先（株式会社NTTデータ）の企業概要および個人情報保護方針</li> </ul>						
9 承認基準の適用	<p style="text-align: center;">別表3 外部委託に関する審議会事前一括承認基準への追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 55%;">類 型</th> <th style="width: 40%;">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">18</td> <td>金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ収納業務</li> <li>・公金収納業務</li> <li>・携帯電話収納業務</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		類 型	事 例	18	金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ収納業務</li> <li>・公金収納業務</li> <li>・携帯電話収納業務</li> </ul>
	類 型	事 例					
18	金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ収納業務</li> <li>・公金収納業務</li> <li>・携帯電話収納業務</li> </ul>					

軽自動車税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

( 条例第 13 条関係 )

1 事務事業名	携帯電話を利用した軽自動車税の収納業務委託
2 委託内容	<p>収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、軽自動車税の携帯電話を利用した収納（モバイルレジ）を収納代行会社につぎのとおり委託する。</p> <p>(1) 納税者が納付書のバーコードを携帯電話で読み取り送信した収納情報およびモバイルバンキングから支払われた収納情報を取りまとめ、コンビニエンスストアの収納情報とともに区へデータ送信する。</p> <p>(2) 収納情報に合わせて収納金をコンビニエンスストアの収納金とともに区の指定口座に振り込む。</p>
3 委託先	収納代行会社
4 委託期間	平成 22 年 5 月 ~
5 所管課名	区民生活事業本部 区民部 収納課
6 個人情報の保護	<p>( 1 ) 収納代行会社</p> <p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p> <p>( 2 ) 金融機関</p> <p>収納代行会社と金融機関は、マルチペイメントネットワークを活用して情報の受け渡しを行っており、マルチペイメントネットワークの規約により、個人情報保護措置が義務付けられる。</p> <p>( 3 ) 収納代行会社と金融機関の間のネットワーク</p> <p>外部からアクセスできないマルチペイメントネットワークのペイジー専用線で閉域接続している。また、データは暗号化を行っている。</p>
7 取り扱う個人情報	税目、納付書番号、納付書種別、支払期限、収納額、収納日時、モバイルレジコード
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルレジ案内用チラシ</li> <li>・モバイルレジでの収納業務について</li> <li>・業務委託の契約書（案）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の保護および管理に関する特記事項</li> <li>・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項</li> <li>・ 委託予定先（株式会社NTTデータ）の企業概要および個人情報保護方針</li> </ul>						
<p>9 承認基準の適用</p>	<p>別表3 外部委託に関する審議会事前一括承認基準への追加</p> <table border="1" data-bbox="531 566 1390 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 566 595 618"></th> <th data-bbox="595 566 970 618">類 型</th> <th data-bbox="970 566 1390 618">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 618 595 779">18</td> <td data-bbox="595 618 970 779">金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。</td> <td data-bbox="970 618 1390 779"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンビニ収納業務</li> <li>・ 公金収納業務</li> <li>・ 携帯電話収納業務</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		類 型	事 例	18	金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンビニ収納業務</li> <li>・ 公金収納業務</li> <li>・ 携帯電話収納業務</li> </ul>
	類 型	事 例					
18	金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンビニ収納業務</li> <li>・ 公金収納業務</li> <li>・ 携帯電話収納業務</li> </ul>					

国民健康保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

( 条例第 13 条関係 )

1 件名	携帯電話を利用した国民健康保険料の収納業務委託
2 委託内容	<p>収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、国民健康保険料（納付書金額 30 万円以下）の携帯電話を利用した収納（モバイルレジ）を収納代行会社につきのとおり委託する。</p> <p>(1) 納付義務者が納付書のバーコードを携帯電話で読み取り送信した収納情報およびモバイルバンキングから支払われた収納情報を取りまとめ、コンビニエンスストアの収納情報とともに区へデータ送信する。</p> <p>(2) 収納情報に合わせて収納金をコンビニエンスストアの収納金とともに区の指定口座に振り込む。</p>
3 委託先	収納代行会社
4 委託期間	平成 22 年 6 月～
5 所管課名	区民生活事業本部 区民部 国保年金課
6 個人情報の保護	<p>( 1 ) 収納代行会社</p> <p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p> <p>( 2 ) 金融機関</p> <p>収納代行会社と金融機関は、マルチペイメントネットワークを活用して情報の受け渡しを行っており、マルチペイメントネットワークの規約により、個人情報保護措置が義務付けられる。</p> <p>( 3 ) 収納代行会社と金融機関の間のネットワーク</p> <p>外部からアクセスできないマルチペイメントネットワークのページ専用線で閉域接続している。また、データは暗号化を行っている。</p>
7 取り扱う個人情報	科目、記号番号、年度、期別、支払期限、収納額、収納日時、モバイルレジコード
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルレジ案内用チラシ</li> <li>・モバイルレジでの収納業務について</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託の契約書（案）</li> <li>・個人情報の保護および管理に関する特記事項</li> <li>・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項</li> <li>・委託予定先（株式会社NTTデータ）の企業概要および個人情報保護方針</li> </ul>						
9 承認基準の適用	<p style="text-align: center;">別表3 外部委託に関する審議会事前一括承認基準への追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">類 型</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">18</td> <td>金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ収納業務</li> <li>・公金収納業務</li> <li>・携帯電話収納業務</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		類 型	事 例	18	金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ収納業務</li> <li>・公金収納業務</li> <li>・携帯電話収納業務</li> </ul>
	類 型	事 例					
18	金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ収納業務</li> <li>・公金収納業務</li> <li>・携帯電話収納業務</li> </ul>					

介護保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

( 条例第 13 条関係 )

1 件名	携帯電話を利用した介護保険料の収納業務委託
2 委託内容	<p>収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、介護保険料(普通徴収)の携帯電話を利用した収納(モバイルレジ)を収納代行会社につぎのとおり委託する。</p> <p>(1) 納付義務者が納付書のバーコードを携帯電話で読み取り送信した収納情報およびモバイルバンキングから支払われた収納情報を取りまとめ、コンビニエンスストアの収納情報とともに区へデータ送信する。</p> <p>(2) 収納情報に合わせて収納金をコンビニエンスストアの収納金とともに区の指定口座に振り込む。</p>
3 委託先	収納代行会社
4 委託期間	平成 22 年 6 月 ~
5 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課
6 個人情報の保護	<p>( 1 ) 収納代行会社</p> <p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p> <p>( 2 ) 金融機関</p> <p>収納代行会社と金融機関は、マルチペイメントネットワークを活用して情報の受け渡しを行っており、マルチペイメントネットワークの規約により、個人情報保護措置が義務付けられる。</p> <p>( 3 ) 収納代行会社と金融機関の間のネットワーク</p> <p>外部からアクセスできないマルチペイメントネットワークのペイジー専用線で閉域接続している。また、データは暗号化を行っている。</p>
7 取り扱う個人情報	科目、被保険者番号、年度、期別、支払期限、収納額、収納日時、モバイルレジコード
8 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルレジ案内用チラシ</li> <li>・モバイルレジでの収納業務について</li> <li>・業務委託の契約書(案)</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の保護および管理に関する特記事項</li> <li>・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項</li> <li>・ 委託予定先（株式会社NTTデータ）の企業概要および個人情報保護方針</li> </ul>						
9 承認基準の適用	<p>別表3 外部委託に関する審議会事前一括承認基準への追加</p> <table border="1" data-bbox="531 568 1390 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 568 595 622"></th> <th data-bbox="595 568 970 622">類 型</th> <th data-bbox="970 568 1390 622">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 622 595 779">18</td> <td data-bbox="595 622 970 779">金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。</td> <td data-bbox="970 622 1390 779"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンビニ収納業務</li> <li>・ 公金収納業務</li> <li>・ 携帯電話収納業務</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		類 型	事 例	18	金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンビニ収納業務</li> <li>・ 公金収納業務</li> <li>・ 携帯電話収納業務</li> </ul>
	類 型	事 例					
18	金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンビニ収納業務</li> <li>・ 公金収納業務</li> <li>・ 携帯電話収納業務</li> </ul>					

長寿(後期高齢者)医療保険に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について  
( 条例第 13 条関係 )

1 件名	携帯電話を利用した長寿(後期高齢者)医療保険料の収納業務委託
2 委託内容	<p>収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、長寿(後期高齢者)医療保険料(納付書金額30万円以下)の携帯電話を利用した収納(モバイルレジ)を収納代行会社につきのとおり委託する。</p> <p>(1) 被保険者が納付書のバーコードを携帯電話で読み取り送信した収納情報およびモバイルバンキングから支払われた収納情報を取りまとめ、コンビニエンスストアの収納情報とともに区ヘデータ送信する。</p> <p>(2) 収納情報に合わせて収納金をコンビニエンスストアの収納金とともに区の指定口座に振り込む。</p>
3 委託先	収納代行会社
4 委託期間	平成22年4月～
5 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課
6 個人情報の保護	<p>(1) 収納代行会社 練馬区個人情報保護条例第13条および同条例施行規則第6条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。 「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p> <p>(2) 金融機関 収納代行会社と金融機関は、マルチペイメントネットワークを活用して情報の受け渡しを行っており、マルチペイメントネットワークの規約により、個人情報保護措置が義務付けられる。</p> <p>(3) 収納代行会社と金融機関の間のネットワーク 外部からアクセスできないマルチペイメントネットワークのページ専用線で閉域接続している。また、データは暗号化を行っている。</p>
7 取り扱う個人情報	科目、被保険者番号、年度、期別、支払期限、収納額、収納日時、モバイルレジコード
8 添付資料	・モバイルレジ案内用チラシ

<p>* 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルレジでの収納業務について</li> <li>・業務委託の契約書（案）</li> <li>・個人情報の保護および管理に関する特記事項</li> <li>・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項</li> <li>・委託予定先（株式会社NTTデータ）の企業概要および個人情報保護方針</li> </ul>						
<p>9 承認基準の適用</p>	<p>別表3 外部委託に関する審議会事前一括承認基準</p> <table border="1" data-bbox="529 629 1388 840"> <thead> <tr> <th data-bbox="529 629 595 683"></th> <th data-bbox="595 629 970 683">類 型</th> <th data-bbox="970 629 1388 683">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="529 683 595 840">18</td> <td data-bbox="595 683 970 840">金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。</td> <td data-bbox="970 683 1388 840"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ収納業務</li> <li>・公金収納業務</li> <li>・携帯電話収納業務</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		類 型	事 例	18	金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ収納業務</li> <li>・公金収納業務</li> <li>・携帯電話収納業務</li> </ul>
	類 型	事 例					
18	金融機関以外の者が税金等を領収し、区へ送金する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ収納業務</li> <li>・公金収納業務</li> <li>・携帯電話収納業務</li> </ul>					

特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合について

( 条例第 17 条関係 )

1 事務事業名	特別区民税・都民税に関する業務
2 所管課名	区民生活事業本部 区民部 収納課
3 実施予定年月	平成 2 2 年 6 月
4 事業目的	<p>収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、特別区民税・都民税（普通徴収）（納付書金額 3 0 万円以下）の携帯電話を利用した収納（モバイルレジ）を委託により実施する。</p> <p>それに伴う収納金の収入計上処理と、消し込み処理に必要な収納情報を取得するため、収納代行会社の収納専用サーバと電算結合を行う。</p>
5 現行処理および受信方法	<p>(1) 現行処理 新規事務のため現行処理はない。</p> <p>(2) 受信方法 収納代行会社が、モバイルレジによる収納情報を取りまとめて、コンビニエンスストアの収納情報とともに日々、練馬区へ送信することで行う。</p>
6 受信する項目	税目、納付書番号、納付書種別、支払期限、収納額、収納日時、モバイルレジコード
7 結合先	収納代行会社
8 個人情報の保護	<p>特別区民税・都民税（普通徴収）のモバイルレジに係る電子計算組織の結合にあたっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティ対策基準」を遵守し、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) 練馬区の講じる保護措置</p> <p>モバイルレジでの収納情報取得には、コンビニエンスストア収納情報を受信している小型電子計算機を使用する。当該電子計算機は、コンビニエンスストアおよびモバイルレジ収納情報の受信専用機とし、その目的以外の使用は禁止するとともに、住民情報システムや庁内 LAN への接続は行わない。受信専用機から住民税システムへの情報伝達は、磁気記録媒体（MO）で行う。</p> <p>受信専用機に、ウィルス対策ソフトを導入し、コン</p>

	<p>コンピュータウイルスへの感染を防ぐ。</p> <p>受信専用機の利用者は、特別区民税・都民税（普通徴収）の収納管理業務を行う職員のみとし、個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>情報伝達後直ちに、受信専用機内と記録媒体内の収納情報を削除する。</p> <p>(2) 収納情報取得時の保護措置</p> <p>通信回線は ISDN 回線とし、受信専用機と収納代行会社の収納専用サーバとの通信接続は、収納情報取得時のみとする。</p> <p>受信専用機の通信接続先の設定は、収納代行会社の収納専用サーバのみとする。</p> <p>伝送データを暗号化することで盗聴防止・改ざん防止対策を行う。</p> <p>受信専用機と収納代行会社のサーバとの通信接続時に相互認証を行う。</p> <p>(3) 収納代行会社の講じる保護措置</p> <p>モバイルレジでの収納情報にアクセスできる職員を限定し、個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>個人情報の漏えい・改ざん・紛失・破損を防ぐため、収納専用サーバに対する 24 時間の監視と緊急対応が可能な態勢をとる。</p> <p>収納専用サーバに対するアクセス内容や操作内容について記録（ログ）を取り、不正なアクセスや操作がなかったか監視する。</p> <p>ウイルスやハッカーに対する防御策を講じる。</p> <p>不要になったモバイルレジでの収納情報は、定期的に収納専用サーバの記憶装置から完全に削除する。</p>
<p>9 添付資料</p> <p style="padding-left: 40px;">* 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルレジ案内用チラシ</li> <li>・モバイルレジでの収納業務について</li> <li>・モバイルレジでの収納業務に係るシステム結合図</li> <li>・結合予定先（株式会社 N T T データ）の企業概要および個人情報保護方針</li> </ul>

軽自動車税に関する業務に係る電子計算組織の結合について

( 条例第 17 条関係 )

1	事務事業名	軽自動車税に関する業務
2	所管課名	区民生活事業本部 区民部 収納課
3	実施予定年月	平成 2 2 年 5 月
4	事業目的	<p>収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、軽自動車税の携帯電話を利用した収納（モバイルレジ）を委託により実施する。</p> <p>それに伴う収納金の収入計上処理と、消し込み処理に必要な収納情報を取得するため、収納代行会社の収納専用サーバと電算結合を行う。</p>
5	現行処理および受信方法	<p>(1) 現行処理 新規事務のため現行処理はない。</p> <p>(2) 受信方法 収納代行会社が、モバイルレジによる収納情報を取りまとめて、コンビニエンスストアの収納情報とともに日々、練馬区へ送信することで行う。</p>
6	受信する項目	税目、納付書番号、納付書種別、支払期限、収納額、収納日時、モバイルレジコード
7	結合先	収納代行会社
8	個人情報の保護	<p>軽自動車税のモバイルレジに係る電子計算組織の結合にあたっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティ対策基準」を遵守し、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) 練馬区の講じる保護措置 モバイルレジでの収納情報取得には、コンビニエンスストア収納情報を受信している小型電子計算機を使用する。当該電子計算機は、コンビニエンスストアおよびモバイルレジ収納情報の受信専用機とし、その目的以外の使用は禁止するとともに、住民情報システムや店内 LAN への接続は行わない。受信専用機から軽自動車税システムへの情報伝達は、磁気記録媒体（MO）で行う。</p> <p>受信専用機に、ウィルス対策ソフトを導入し、コンピュータウィルスへの感染を防ぐ。</p>

	<p>受信専用機の利用者は、軽自動車税の収納管理業務を行う職員のみとし、個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>情報伝達後直ちに、受信専用機内と記録媒体内の収納情報を削除する。</p> <p>(2) 収納情報取得時の保護措置</p> <p>通信回線は ISDN 回線とし、受信専用機と収納代行会社の収納専用サーバとの通信接続は、収納情報取得時のみとする。</p> <p>受信専用機の通信接続先の設定は、収納代行会社の収納専用サーバのみとする。</p> <p>伝送データを暗号化することで盗聴防止・改ざん防止対策を行う。</p> <p>受信専用機と収納代行会社のサーバとの通信接続時に相互認証を行う。</p> <p>(3) 収納代行会社の講じる保護措置</p> <p>モバイルレジでの収納情報にアクセスできる職員を限定し、個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>個人情報の漏えい・改ざん・紛失・破損を防ぐため、収納専用サーバに対する 24 時間の監視と緊急対応が可能な態勢をとる。</p> <p>収納専用サーバに対するアクセス内容や操作内容について記録（ログ）を取り、不正なアクセスや操作がなかったか監視する。</p> <p>ウィルスやハッカーに対する防御策を講じる。</p> <p>不要になったモバイルレジでの収納情報は、定期的に収納専用サーバの記憶装置から完全に削除する。</p>
<p>9 添付資料</p> <p style="padding-left: 40px;">* 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルレジ案内用チラシ</li> <li>・モバイルレジでの収納業務について</li> <li>・モバイルレジでの収納業務に係るシステム結合図</li> <li>・結合予定先（株式会社 N T T データ）の企業概要および個人情報保護方針</li> </ul>

国民健康保険に関する業務に係る電子計算組織の結合について

( 条例第 17 条関係 )

1 事務事業名	国民健康保険に関する業務
2 所管課名	区民生活事業本部 区民部 国保年金課
3 実施予定年月	平成 2 2 年 6 月
4 事業目的	<p>収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、国民健康保険料（納付書金額 3 0 万円以下）の携帯電話を利用した収納（モバイルレジ）を委託により実施する。</p> <p>それに伴う収納金の収入計上処理と、消し込み処理に必要な収納情報を取得するため、収納代行会社の収納専用サーバと電算結合を行う。</p>
5 現行処理および受信方法	<p>(1) 現行処理 新規事務のため現行処理はない。</p> <p>(2) 受信方法 収納代行会社が、モバイルレジによる収納情報を取りまとめて、コンビニエンスストアの収納情報とともに日々、練馬区へ送信することで行う。</p>
6 受信する項目	科目、記号番号、年度、期別、支払期限、収納額、収納日時、モバイルレジコード
7 結合先	収納代行会社
8 個人情報の保護	<p>国民健康保険料のモバイルレジに係る電子計算組織の結合にあたっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティ対策基準」を遵守し、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) 練馬区の講じる保護措置</p> <p>モバイルレジでの収納情報取得には、コンビニエンスストア収納情報を受信している小型電子計算機を使用する。当該電子計算機は、コンビニエンスストアおよびモバイルレジ収納情報の受信専用機とし、その目的以外の使用は禁止するとともに、住民情報システムや店内 LAN への接続は行わない。受信専用機から国民健康保険システムへの情報伝達は、磁気記録媒体（FD）で行う。</p> <p>受信専用機に、ウィルス対策ソフトを導入し、コンピュータウィルスへの感染を防ぐ。</p>



	<p>受信専用機の利用者は、国民健康保険料の収納管理業務を行う職員のみとし、個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>情報伝達後直ちに、受信専用機内と記録媒体内の収納情報を削除する。</p> <p>(2) 収納情報取得時の保護措置</p> <p>通信回線は ISDN 回線とし、受信専用機と収納代行会社の収納専用サーバとの通信接続は、収納情報取得時のみとする。</p> <p>受信専用機の通信接続先の設定は、収納代行会社の収納専用サーバのみとする。</p> <p>伝送データを暗号化することで盗聴防止・改ざん防止対策を行う。</p> <p>受信専用機と収納代行会社のサーバとの通信接続時に相互認証を行う。</p> <p>(3) 収納代行会社の講じる保護措置</p> <p>モバイルレジでの収納情報にアクセスできる職員を限定し、個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>個人情報の漏えい・改ざん・紛失・破損を防ぐため、収納専用サーバに対する 24 時間の監視と緊急対応が可能な態勢をとる。</p> <p>収納専用サーバに対するアクセス内容や操作内容について記録（ログ）を取り、不正なアクセスや操作がなかったか監視する。</p> <p>ウィルスやハッカーに対する防御策を講じる。</p> <p>不要になったモバイルレジでの収納情報は、定期的に収納専用サーバの記憶装置から完全に削除する。</p>
<p>9 添付資料</p> <p style="padding-left: 40px;">* 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルレジ案内用チラシ</li> <li>・モバイルレジでの収納業務について</li> <li>・モバイルレジでの収納業務に係るシステム結合図</li> <li>・結合予定先（株式会社 N T T データ）の企業概要および個人情報保護方針</li> </ul>

介護保険に関する業務に係る電子計算組織の結合について

( 条例第 17 条関係 )

1 事務事業名	介護保険に関する業務
2 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課
3 実施予定年月	平成 2 2 年 6 月
4 事業目的	<p>収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、介護保険料(普通徴収)の携帯電話を利用した収納(モバイルレジ)を委託により実施する。</p> <p>それに伴う収納金の収入計上処理と、消し込み処理に必要な収納情報を取得するため、収納代行会社の収納専用サーバと電算結合を行う。</p>
5 現行処理および受信方法	<p>(1) 現行処理 新規事務のため現行処理はない。</p> <p>(2) 受信方法 収納代行会社が、モバイルレジによる収納情報を取りまとめて、コンビニエンスストアの収納情報とともに日々、練馬区へ送信することで行う。</p>
6 受信する項目	科目、被保険者番号、年度、期別、支払期限、収納額、収納日時、モバイルレジコード
7 結合先	収納代行会社
8 個人情報の保護	<p>介護保険料(普通徴収)のモバイルレジに係る電子計算組織の結合にあたっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティ対策基準」を遵守し、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) 練馬区の講じる保護措置 モバイルレジでの収納情報取得には、コンビニエンスストア収納情報を受信している小型電子計算機を使用する。当該電子計算機は、コンビニエンスストアおよびモバイルレジ収納情報の受信専用機とし、その目的以外の使用は禁止するとともに、住民情報システムや庁内 LAN への接続は行わない。受信専用機から介護保険システムへの情報伝達は、磁気記録媒体(FD)で行う。</p> <p>受信専用機に、ウィルス対策ソフトを導入し、コンピュータウィルスへの感染を防ぐ。</p>

	<p>受信専用機の利用者は、介護保険料の収納管理業務を行う職員のみとし、個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>情報伝達後直ちに、受信専用機内と記録媒体内の収納情報を削除する。</p> <p>(2) 収納情報取得時の保護措置</p> <p>通信回線は ISDN 回線とし、受信専用機と収納代行会社の収納専用サーバとの通信接続は、収納情報取得時のみとする。</p> <p>受信専用機の通信接続先の設定は、収納代行会社の収納専用サーバのみとする。</p> <p>伝送データを暗号化することで盗聴防止・改ざん防止対策を行う。</p> <p>受信専用機と収納代行会社のサーバとの通信接続時に相互認証を行う。</p> <p>(3) 収納代行会社の講じる保護措置</p> <p>モバイルレジでの収納情報にアクセスできる職員を限定し、個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>個人情報の漏えい・改ざん・紛失・破損を防ぐため、収納専用サーバに対する 24 時間の監視と緊急対応が可能な態勢をとる。</p> <p>収納専用サーバに対するアクセス内容や操作内容について記録（ログ）を取り、不正なアクセスや操作がなかったか監視する。</p> <p>ウィルスやハッカーに対する防御策を講じる。</p> <p>不要になったモバイルレジでの収納情報は、定期的に収納専用サーバの記憶装置から完全に削除する。</p>
<p>9 添付資料</p> <p style="padding-left: 40px;">* 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルレジ案内用チラシ</li> <li>・モバイルレジでの収納業務について</li> <li>・モバイルレジでの収納業務に係るシステム結合図</li> <li>・結合予定先（株式会社 N T T データ）の企業概要および個人情報保護方針</li> </ul>

長寿(後期高齢者)医療保険に関する業務に係る電子計算組織の結合について

( 条例第 17 条関係 )

1 事務事業名	長寿(後期高齢者)医療保険に関する業務
2 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課
3 実施予定年月	平成 2 2 年 4 月
4 事業目的	<p>収納方法の拡大による区民の利便性の向上を目的として、長寿(後期高齢者)医療保険料(納付書金額 3 0 万円以下)の携帯電話を利用した収納(モバイルレジ)を委託により実施する。</p> <p>それに伴う収納金の収入計上処理と、消し込み処理に必要な収納情報を取得するため、収納代行会社の収納専用サーバと電算結合を行う。</p>
5 現行処理および受信方法	<p>(1) 現行処理 新規事務のため現行処理はない。</p> <p>(2) 受信方法 収納代行会社が、モバイルレジによる収納情報を取りまとめて、コンビニエンスストアの収納情報とともに日々、練馬区へ送信することで行う。</p>
6 受信する項目	科目、被保険者番号、年度、期別、支払期限、収納額、収納日時、モバイルレジコード
7 結合先	収納代行会社
8 個人情報の保護	<p>長寿(後期高齢者)医療保険料のモバイルレジに係る電子計算組織の結合にあたっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティ対策基準」を遵守し、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) 練馬区の講じる保護措置 モバイルレジでの収納情報取得には、コンビニエンスストア収納情報を受信している小型電子計算機を使用する。当該電子計算機は、コンビニエンスストアおよびモバイルレジ収納情報の受信専用機とし、その目的以外の使用は禁止するとともに、住民情報システムや庁内 LAN への接続は行わない。受信専用機から長寿(後期高齢者)医療保険システムへの情報伝達は、磁気記録媒体(FD)で行う。 受信専用機に、ウィルス対策ソフトを導入し、コン</p>

	<p>コンピュータウイルスへの感染を防ぐ。</p> <p>受信専用機の利用者は、長寿(後期高齢者)医療保険料の収納管理業務を行う職員のみとし、個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>情報伝達後直ちに、受信専用機内と記録媒体内の収納情報を削除する。</p> <p>(2) 収納情報取得時の保護措置</p> <p>通信回線は ISDN 回線とし、受信専用機と収納代行会社の収納専用サーバとの通信接続は、収納情報取得時のみとする。</p> <p>受信専用機の通信接続先の設定は、収納代行会社の収納専用サーバのみとする。</p> <p>伝送データを暗号化することで盗聴防止・改ざん防止対策を行う。</p> <p>受信専用機と収納代行会社のサーバとの通信接続時に相互認証を行う。</p> <p>(3) 収納代行会社の講じる保護措置</p> <p>モバイルレジでの収納情報にアクセスできる職員を限定し、個別 ID とパスワードを用いて管理する。</p> <p>個人情報の漏洩・改ざん・紛失・破損を防ぐため、収納専用サーバに対する 24 時間の監視と緊急対応が可能な態勢をとる。</p> <p>収納専用サーバに対するアクセス内容や操作内容について記録(ログ)を取り、不正なアクセスや操作がなかったか監視する。</p> <p>ウイルスやハッカーに対する防御策を講じる。</p> <p>不要になったモバイルレジでの収納情報は、定期的に収納専用サーバの記憶装置から完全に削除する。</p>
<p>9 添付資料</p> <p style="padding-left: 40px;">* 省略</p>	<p>(1)モバイルレジ案内用チラシ</p> <p>(2)モバイルレジでの収納業務について</p> <p>(3)モバイルレジでの収納業務に係るシステム結合図</p> <p>(4)結合予定先(株式会社NTTデータ)の企業概要および個人情報保護方針</p>

## 介護保険に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について

( 条例第 17 条関係 )

1 事務事業名	介護保険に関する業務
2 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 介護保険課
3 実施予定年月	平成 21 年 11 月
4 変更理由	<p>東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）とは、国保連が開発した伝送化による介護給付費審査支払いシステムを利用するため、平成 16 年 2 月から電子計算組織の結合を行っている。</p> <p>この度、高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給（同一世帯内の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が、一定額を超えた場合に、超えた分を支給する。）が開始されるが、その支給に係る計算事務は国保連に委託して行うこととする。</p> <p>そこで、この計算事務に必要な情報を既存の介護給付費審査支払いシステムを使用して行えるようにするため送受信項目の追加を行う。</p>
5 追加して送受信する項目	<p>【送信する項目】</p> <p>介護サービスに係る自己負担額、高額介護サービス費支給額等</p> <p>【受信する項目】</p> <p>高額医療合算介護サービス費の計算対象期間、支給額等</p>
6 結合先	東京都国民健康保険団体連合会
7 添付資料 * 省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給について（制度概要）</li> <li>・ 電子計算組織の結合フロー図</li> <li>・ 国民健康保険団体連合会概要</li> <li>・ 東京都国民健康保険団体連合会個人情報保護方針</li> <li>・ 東京都国民健康保険団体連合会との電算結合の経緯について</li> </ul>